

蒲情審答申第60号

(諮問第57号)

件名：実施機関（蒲郡市消防長）が管理する備品台帳のうち、ICレコーダが掲載されているページのみで最新のものの非公開決定（文書不存在）に関する件

答 申

蒲郡市消防長（以下「実施機関」という。）が、「実施機関が管理する備品台帳のうちICレコーダが掲載されているもの（以下「本件対象文書」という。）」について、不存在を理由として非公開としたことは妥当である。

1 審査請求に至る経過等

(1) 公文書の公開の請求

審査請求人は、平成25年3月18日付けで実施機関に対して、蒲郡市情報公開条例（平成10年蒲郡市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定により、本件対象文書の公開の請求を行った。

(2) 公文書の特定及び処分

実施機関は、審査請求人の請求の内容を、実施機関が管理する備品台帳と解し、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行うとともに、その旨を審査請求人に平成25年3月29日付けで通知した。

(3) 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成25年5月14日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、蒲郡市長に審査請求を行った。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるといものである。

(2) 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書及び反論書で主張している理由は、次のとおり要約される。

ア 蒲郡市消防長の言動は信用できないので、審査庁である蒲郡市長において、蒲郡市消防長の言動が信用できるものか、具体的事案について審査する必要がある。

イ 審査庁（蒲郡市長）において、実施機関が管理する備品台帳の最新のものすべてについてインカメラ審理をしてもらうことによって本件対象文書が実際に存在するかどうか明らかになる。

3 実施機関の説明

実施機関が、弁明書で主張している理由は、次のとおりである。

本件対象文書について、文書を保有していない。蒲郡市消防長が管理する備品台帳には、ICレコーダについて掲載されていない。

4 審査会の判断

条例第5条に規定されているとおり、何人も公文書の公開を請求する権利が保障されている。しかし、請求権が認められる前提として、請求時に当該公文書が現実に存在し、実施機関がこれを保有・管理している状態でなければならない。

当審査会は、本件対象文書の存否について双方の主張する内容を踏まえて次のとおり検討した。

当審査会の事務局職員をして、実施機関の備品台帳を確認させたところ、実施機関が主張しているとおり、備品台帳にICレコーダは掲載されていないことが確認された。

よって、実施機関が不存在を理由として非公開とした決定は、妥当なものと認められる。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書及び反論書においてその他諸々主張をしているが、いずれも本件の審議とは直接の関連はなく、当審査会の判断を左右するものではない。

6 結論

以上のことから、当審査会は冒頭のとおり判断する。

○審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成25年 8月30日	実施機関からの諮問 (実施機関の弁明書及び審査請求人の反論書を収受)
平成26年 1月24日	審議
平成26年10月17日	事務局による報告
平成27年 6月18日	審議
平成27年11月20日	審議及び答申の検討

※本件は、審査請求人からの口頭意見陳述の希望はなかった。